

石狩市環境審議会について

◆ 環境審議会とは

石狩市環境審議会は、市の環境基本計画や、環境の保全に関することなどを審議する諮問機関として、石狩市環境基本条例第 36 条に基づき設置されています。

石狩市環境基本条例より抜粋

(環境審議会)

第 36 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づく合議制の機関として、石狩市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

3 審議会は、必要があると認めたときは、前項各号の事項に関し市長に建議することができる。

(組織)

第 37 条 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

石狩市環境審議会規則

平成 12 年 11 月 27 日規則第 60 号

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市環境基本条例(平成 12 年条例第 49 号)第 37 条第4項の規定に基づき、石狩市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 審議会の委員のうち数人は、市長が行う公募により選考するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、会長に対し、会議の招集を請求することができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、専門的な事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会において調査審議した結果について、会長に報告しなければならない。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会及び部会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部環境室環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年4月1日から施行する。

附 則(平成 13 年4月 27 日規則第 26 号抄)

1 この規則は、平成 13 年5月1日から施行する。

附 則(平成 19 年9月 28 日規則第 46 号)

この規則は、平成 19 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 22 年3月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。(後略)